

NEWS RELEASE

平成30年2月16日

認知症診断給付金付「介護保障定期保険特約」の販売開始について

フコクしんらい生命保険株式会社（本社：東京都新宿区西新宿8-17-1、社長：櫻井 健司）は、平成30年4月2日より、認知症診断給付金付「介護保障定期保険特約」を発売いたします。

介護保障定期保険特約は、急速に進展する高齢化社会の中で、自助努力により認知症や介護に備えるニーズが高まっている現状を踏まえ、早期診断・早期治療が重要とされる認知症に対する診断給付金、また、公的介護保険制度の要介護2以上の認定に対する介護保険金などの保障をご準備いただける商品として開発いたしました。当社のメインチャンネルであります信用金庫業界で初の商品となります。

さらに、同時に新規導入する「指定代理請求特約」を付加することで、保険金等の受取人が認知症、要介護状態にあるなど、ご自身で請求できない特別な事情があるときに、指定代理請求人が受取人に代わって保険金等の請求をしていただくことで保険金等をお受け取りいただけるようになります。

当社では今後とも、お客さまにご理解いただきやすく、安心してご加入いただける商品を提供してまいります。

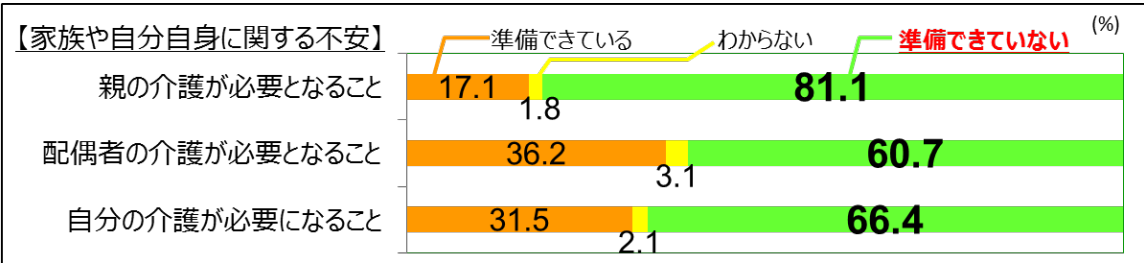
<介護保障定期保険特約の主な特徴>

- ①認知症と診断確定されたとき、認知症診断給付金をお支払いします。（信用金庫業界初）
- ②要介護2以上と認定されたとき、または、所定の要介護状態に該当されたとき、介護保険金をお支払いします。
- ③認知症と診断された場合、給付金（介護保険金の20%）のお支払い、認知症が進行して所定の要介護状態に該当、または要介護2以上に認定された場合には、まとまった保険金（特約保険金額）のお支払いにより、2段階での保障をご準備いただけます。

I. 認知症診断給付金付「介護保障定期保険特約」

1. 開発背景

自分や家族の介護に対する準備不足は大きな不安になっています



出典：「平成28年度生活保障に関する調査」（生命保険文化センター）を元に当社加工

認知症は増加傾向にあり要介護認定の原因の第1位にある病気です

認知症は65歳以上において増加傾向にあります。 認知症は要介護認定の原因の第1位です。

2012年		2025年推計値	1位	
MCI※ (軽度認知障害)	認知症 発症者		認知症 発症者	認知症
約400万人	約462万人	約700万人	2位 脳血管疾患 (脳卒中)	16.6%
-	65歳以上の 7人に1人	65歳以上の 5人に1人	3位 高齢による衰弱	13.3%

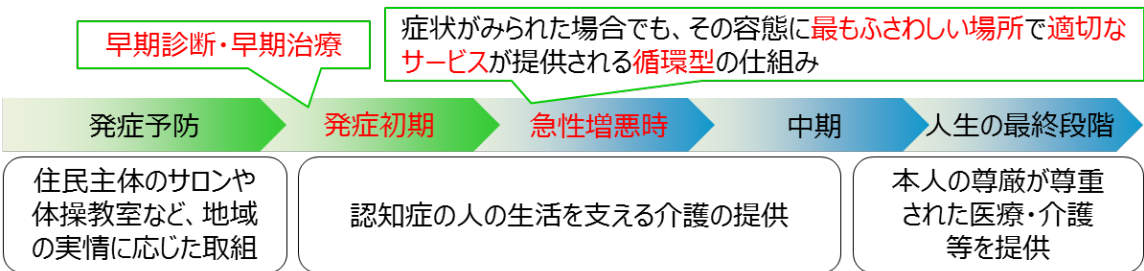
出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」（2016年）※熊本県を除いたもの

65歳未満の若年性認知症発症者は、2012年時点で約4万人
※MCI (Mild Cognitive Impairment) とは認知機能（記憶、決定、理由づけ、実行など）のうち1つの機能に問題が生じてはいるが、日常生活には支障がない状態です。

出典：認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）2017年7月改訂版（厚生労働省他）

認知症は早期診断・対応とともに適切なサービスに向けた準備が重要です

➤ 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供



出典：認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）2017年7月改訂版（厚生労働省他）

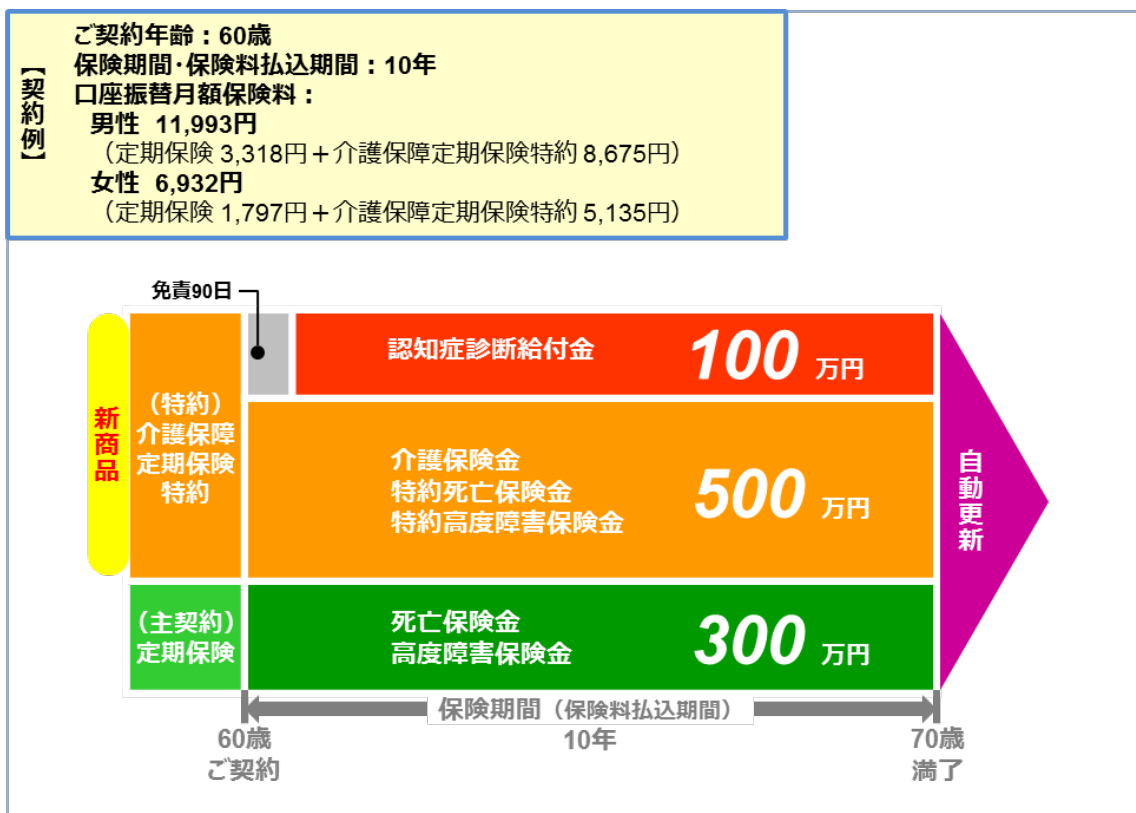
本特約の保障範囲のイメージ



本特約は認知症診断時と要介護認定時の2段階で保障を提供

2. 介護保障定期保険特約の商品内容

(1) 仕組み図



(2) 認知症・介護プラン (※)

	認知症診断給付金 100万円コース	認知症診断給付金 80万円コース	認知症診断給付金 60万円コース	認知症診断給付金 40万円コース
	保険金額	保険金額	保険金額	保険金額
	定期保険 100万円 介護保障定期保険特約 500万円	定期保険 100万円 介護保障定期保険特約 400万円	定期保険 100万円 介護保障定期保険特約 300万円	定期保険 100万円 介護保障定期保険特約 200万円
認知症と診断されたとき	認知症診断給付金 100万円	認知症診断給付金 80万円	認知症診断給付金 60万円	認知症診断給付金 40万円
要介護2以上・所定の要介護状態に該当されたとき	介護保険金 500万円	介護保険金 400万円	介護保険金 300万円	介護保険金 200万円
死亡、所定の高度障害状態になられたとき	特約死亡保険金・特約高度障害保険金 500万円	特約死亡保険金・特約高度障害保険金 400万円	特約死亡保険金・特約高度障害保険金 300万円	特約死亡保険金・特約高度障害保険金 200万円
	死亡保険金・高度障害保険金 100万円	死亡保険金・高度障害保険金 100万円	死亡保険金・高度障害保険金 100万円	死亡保険金・高度障害保険金 100万円

(※) 上記の4コース以外のお取扱いも可能です。

(3) 保障内容




お支払する 給付金	お支払額	お支払する場合
認知症診断 給付金	特約保険金額の 20%	被保険者がこの特約の責任開始期からその日を含めて 90 日 を経過した日の翌日以後、この特約の保険期間中に、初めて 認知症に罹患していると診断確定されたとき
介護保険金	特約保険金額	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原 因として、この特約の保険期間中に、つぎのいずれかの事由 に該当したとき (1) 公的介護保険制度による要介護認定を受け要介護 2 以上 に該当していると認定されたとき (2) つぎのいずれかに該当したことが、医師によって診断確定 されたとき ① 認知症による要介護状態に該当し、その要介護状態が、 該当した日から起算して継続して 90 日あること ② 寝たきりによる要介護状態に該当し、その要介護状態 が、該当した日から起算して継続して 180 日あること
特約高度 障害保険金	特約保険金額	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原 因として、この特約の保険期間中に高度障害状態に該当した とき
特約死亡 保険金 (※)	特約保険金額	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき

(※) 低解約返戻金型収入保障保険に付加する場合は、死亡保険金不担保特則の付加が必須のため、特約死亡保険金はありません。

(4) 取扱条件

項目	金融機関代理店での取扱条件	金融機関代理店以外の代理店 での取扱条件
特約保険期間・ 保険料払込期間	5 年または 10 年 (全期払のみ)	
契約年齢	20～70 歳	
特約保険金額の 範囲	100～500 万円 (100 万円単位)	100～500 万円 (10 万円単位)
	※当社契約の介護保障定期保険特約の特約保険金額を通算して 500 万円 を限度とします。 ※当社契約を通算して契約年齢別の基準死亡保険金額通算限度額を限度と します。(死亡保険金不担保特則を付加する場合を除きます。)	
保険料払込方法 (回数)	月払、年払	月払、半年払、年払
	※主契約の保険料払込方法 (回数) と同一とします。	
その他	-	介護保障定期保険特約を低解約返戻 金型収入保障保険に付加する場合、 死亡保険金不担保特則の付加を必須 とします。

(5) 付加可能な保険種類

保険種類	商品名	
定期保険	金融機関代理店 向け商品	「ハローキティの定期保険」 
	金融機関代理店 以外の代理店 向け商品	「だいじょうぶ」 
低解約返戻金型 収入保障保険	金融機関代理店 以外の代理店 向け商品	「守ってあげたいFS」 

II. 指定代理請求特約

1. 商品内容

(1) 特約内容

指定代理請求特約を付加することにより、保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、指定代理請求人が保険金等の代理請求をすることができます。また、指定代理請求人が保険金等を請求できない場合には、所定の代理請求人が保険金等の代理請求をすることができます。

(2) 指定代理請求人の範囲

指定代理請求人は、保険契約者が、主契約の被保険者の同意を得て、つぎの要件（※1）を満たす者の中からあらかじめ指定した1人の者とします。（指定を変更、撤回することも可能です。）

指定代理請求人の範囲
①主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
②主契約の被保険者の直系血族
③主契約の被保険者の3親等内の血族
④主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の被保険者の3親等内の親族
⑤上記④以外の者で、主契約の被保険者と同居し、または、生計を一にしている者
⑥主契約の被保険者の財産管理を行なっている者（※2）

⑦その他主契約の被保険者と同居し、または、生計を一にしている者または主契約の被保険者の財産管理を行なっている者と同等の関係にある者

(※1) 請求時にも上記要件を満たしていることを要します。

(※2) 当社所定の書類によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると当社が認めた者に限ります。

(3) 付加可能な保険種類

介護保障定期保険特約が付加できる定期保険、低解約返戻金型収入保障保険、その他保険商品にも付加することが可能です。

この資料は平成30年4月2日より発売する商品の概要を説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。ご検討にあたっては専用のパンフレット、「保険設計書（契約概要）」および「契約締結前交付書面（ご契約の概要・注意喚起情報）」など当社所定の資料を必ずお読みください。また、ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。